



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*25 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 1098 広、南広土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 2
- 1099 有田川土地改良区の定款変更の認可 (") 3
- 1100 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 3
- 1101 " (") 3
- 1102 " (") 4
- 1103 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 4
- 1104 保安林の指定施業要件の変更 (") 4
- 1105 " (") 5
- 1106 公共測量の終了 (技術調査課) 5
- 1107 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課) 5
- 1108 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 7

○ 選挙管理委員会告示

*33 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 9

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則 (施行期日等) 1 略</p> <p>(条例付則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額) 2 条例付則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第2条の2に規定する額とする。</p> <p>(特定退職者に関する暫定措置) 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規</p>	<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第2条の2に規定する額とする。</p>

則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第16条第1項第1号イの規定の適用については、第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項第1号イ中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則付則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

告 示

和歌山県告示第1098号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和2年4月27日退任)

職名	氏名	住 所
理事	浅井邦彦	有田郡広川町大字南金屋642番地
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	伊藤崇行	有田郡広川町大字名島272番地
理事	久保田定輝	有田郡広川町大字殿350番地
理事	栗山卓大	有田郡広川町大字東中104番地1
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	辻本淳一	有田郡広川町大字広364番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	椿原正寛	有田郡広川町大字殿291番地
理事	土井将裕	有田郡広川町大字名島277番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
理事	森下秀樹	有田郡広川町大字東中200番地
監事	池田善文	有田郡広川町大字名島264番地
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2
監事	藪内剛秀	有田郡広川町大字広1246番地
監事	山口義幸	有田郡広川町大字殿72番地

2 就任した役員(令和2年4月28日就任)

職名	氏名	住 所
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	上田正義	有田郡広川町大字名島279番地
理事	久保田定輝	有田郡広川町大字殿350番地
理事	栗山卓大	有田郡広川町大字東中104番地1
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地

理事	櫻谷博明	有田郡広川町大字東中117番地の2
理事	佐竹文夫	有田郡広川町大字南金屋650番地
理事	辻本淳一	有田郡広川町大字広364番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	土井将裕	有田郡広川町大字名島277番地
理事	西谷和也	有田郡広川町大字殿330番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
監事	淺井邦彦	有田郡広川町大字南金屋642番地
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2
監事	竹中秀夫	有田郡広川町大字東中33番地の3
監事	藪内剛秀	有田郡広川町大字広1246番地

和歌山県告示第1099号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1100号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1101号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1102号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1103号

令和2年和歌山県告示第1024号（以下「告示第1024号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を串本町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

坂本健一郎

坂本ひさ子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1024号のとおり

和歌山県告示第1104号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1105号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1106号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和2年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ更新)
- 2 作業期間 令和元年11月30日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第1107号

令和2年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。
令和2年8月18日

- 1 試験の日時 令和2年11月13日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験実施場所 田辺市新庄町3353番地の9
和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室2
- 3 試験科目 筆記試験
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

※ 出題数は、法令問題10問(全問必須問題)、技術問題15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とする。
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書 1通
 - イ 写真 1枚
手札形(縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル)とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。
 - ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円
消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。
 - エ 受験票送付用封筒 1通
受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。
なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。
 - (2) 提出先
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係
電話番号 073-441-3132
 - (3) 受験願書等の提出期間
 - ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合
令和2年10月1日(木)から同月15日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間
 - イ 郵送の場合
令和2年10月1日(木)から同月15日(木)までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。
 - (4) 受験票の送付
受験願書を受理した場合は、提出期限終了後に受験票を交付する。
なお、受験票が11月2日(月)までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。
- 5 合格者の発表等
 - (1) 合格発表日
令和2年11月30日(月)
 - (2) 発表の方法
合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(<https://www.pref.wakayama.lg>。)

jp/prefg/080400/index.html)にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合格及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和2年8月18日（火）から同年10月15日（木）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）交付する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第1108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

谷川左支溪（6-206-1-091）、西戸谷川（6-206-1-092）、やん谷川（6-206-1-093-1）、やん谷川（6-206-1-093-2）、やん谷川（6-206-1-093-3）、やん谷川（6-206-1-093-4）、やん谷川（6-206-1-093-5）、宮谷川（6-206-1-094）、宮谷上川（6-206-1-095）、下崎川1（6-206-2-138-2）、下崎川3（6-206-2-139-2）、下崎川3（6-206-2-139-4）、下崎川3（6-206-2-139-5）、下崎川3（6-206-2-139-6）、下崎川3（6-206-2-139-7）、下崎川3（6-206-2-139-8）、下崎川3（6-206-2-139-9）、下崎川3（6-206-2-139-10）、下崎川3（6-206-2-139-11）、下崎川3（6-206-2-139-12）、下崎川3（6-206-2-139-13）、谷川右支溪（6-206-2-140）、下崎川2（6-206-2-141）、谷川右支溪（6-206-2-142）、谷川右支溪（6-206-2-144）、樫尾川1（6-206-2-145）、松本川1（6-206-2-146）、谷川左支溪（6-206-2-148）、池の川右支溪（6-206-2-149）、宝柏川2（6-206-2-151）、谷川左支溪（6-206-2-152）、露谷川（6-206-2-153）、右会津川右支溪（6-206-2-154）、前平川2（6-206-2-155）、前平川1（6-206-2-156）、右会津川左支溪（6-206-2-157）、風呂谷（6-402-1-005）、下芝（6-402-1-006）、新田（6-402-1-007-1）、新田（6-402-1-007-3）、新田（6-402-1-007-4）、新田（6-402-1-007-5）、新田（6-402-1-007-7）、栗栖川2（6-402-1-008）、小皆原谷（6-402-1-004）、栗栖川3（6-402-2-005）、小皆1（6-402-2-006）、小皆（6-402-2-007）、しぶし谷（6-206-1-125）、谷郷川（6-206-2-196）、長野川（6-206-2-197）、栗栖川上

芝1 (6-402-1-010)、栗栖川中芝 (6-402-1-013)、中の谷 (6-402-1-014)、戸土谷 (6-402-2-004)、栗栖川上芝2 (6-402-2-014)、栗栖川4 (6-402-2-034)、鍵平 (6-402-2-035)、下田熊 (6-402-2-054)、朝来平 (6-402-1-011)、富田川左支溪 (6-402-2-015)、朝来平1 (6-402-2-016)、水呑谷川 (6-402-2-031)、向田1 (6-402-2-032)、向田2 (6-402-2-033)、いちの谷 (8-426-1-023)、吉ヶ谷 (8-426-1-024)、新宮川右支溪 (8-426-1-025)、音無川左支溪 (8-426-1-027)、音無川左支溪 (8-426-2-024)、東原 (I-1350)、東原2 (I-2306)、西原 (I-2314)、長野東原1 (II-5719)、長野東原2 (II-5720)、秋津川杉ノ原 (III-3074)、秋津川下崎7 (II-5629)、秋津川下崎8 (II-5630)、秋津川松本5 (II-5631)、秋津川松本6 (II-5632)、秋津川松本7 (II-5633)、秋津川中村5 (II-5634)、秋津川岡原1 (II-5635)、秋津川串崎2 (II-5636)、秋津川下崎9 (II-5637)、秋津川串崎3 (II-5638)、樫尾 (II-6605)、秋津川樫尾11 (III-3058)、秋津川宝柏6 (III-3060)、秋津川宝柏7 (III-3061)、秋津川松本8 (III-3062)、秋津川松本9 (III-3063)、秋津川松本10 (III-3064)、秋津川松本11 (III-3065)、秋津川松本12 (III-3066)、秋津川松本13 (III-3067)、秋津川松本14 (III-3068)、秋津川下崎10 (III-3069)、秋津川下崎12 (III-3071)、秋津川松本15 (III-3072)、秋津川下崎13 (III-3073)、秋津川大沢1 (III-3075)、秋津川大沢3 (III-3077)、秋津川前平16 (III-3080)、秋津川前平17 (III-3081)、秋津川前平18 (III-3082)、秋津川竹藪7 (III-3083)、秋津川竹藪8 (III-3084)、秋津川竹藪9 (III-3085)、秋津川竹藪10 (III-3086)、秋津川樫尾12 (IV-6010)、秋津川宝柏8 (IV-6011)、秋津川松本16 (IV-6012)、秋津川松本17 (IV-6013)、秋津川松本18 (IV-6014)、秋津川下崎14 (IV-6015)、秋津川大沢6 (IV-6016)、池の川 (I-1337)、下崎1 (I-1338)、秋津川 (I-1339)、串崎 (I-1340)、鍵原 (I-1341)、中村 (I-1342)、竹藪 (I-2300)、下崎2 (I-2307)、秋津川宝柏1 (I-4204)、秋津川樫尾1 (I-4205)、秋津川前平1 (I-4206)、秋津川前平2 (I-4207)、秋津川竹藪1 (I-4216)、秋津川竹藪2 (I-4217)、秋津川竹藪3 (I-4218)、秋津川下崎1 (I-4219)、秋津川下崎2 (I-4220)、秋津川中村1 (I-4221)、秋津川串崎1 (I-4222)、秋津川樫尾2 (II-5523)、秋津川樫尾3 (II-5524)、秋津川樫尾4 (II-5525)、秋津川樫尾5 (II-5526)、秋津川樫尾7 (II-5528)、秋津川宝柏2 (II-5529)、秋津川宝柏3 (II-5530)、秋津川宝柏4 (II-5531)、秋津川前平3 (II-5549)、秋津川前平4 (II-5550)、秋津川前平5 (II-5551)、秋津川樫尾8 (II-5552)、秋津川樫尾9 (II-5553)、秋津川前平6 (II-5554)、秋津川前平7 (II-5555)、秋津川前平8 (II-5556)、秋津川前平9 (II-5557)、秋津川前平11 (II-5559)、秋津川前平12 (II-5560)、秋津川前平13 (II-5561)、秋津川前平14 (II-5562)、秋津川前平15 (II-5563)、秋津川松本1 (II-5601)、秋津川松本2 (II-5602)、秋津川松本3 (II-5603)、秋津川松本4 (II-5604)、秋津川竹藪4 (II-5619)、秋津川竹藪5 (II-5620)、秋津川竹藪6 (II-5621)、秋津川下崎3 (II-5622)、秋津川中村2 (II-5623)、秋津川中村3 (II-5624)、秋津川中村4 (II-5625)、秋津川下崎4 (II-5626)、秋津川下崎5 (II-5627)、秋津川下崎6 (II-5628)、秋津川竹藪11 (III-3087)、秋津川竹藪12 (III-3088)、秋津川竹藪13 (III-3089)、秋津川竹藪14 (III-3090)、秋津川竹藪15 (III-3091)、秋津川竹藪16 (III-3092)、秋津川中村6 (III-3093)、秋津川中村7 (III-3094)、秋津川中村8 (III-3095)、秋津川中村9 (III-3096)、秋津川中村10 (III-3097)、秋津川下村2 (III-3099)、秋津川岡原2 (III-3100)、秋津川岡原3 (III-3101)、秋津川岡原4 (III-3102)、秋津川岡原5 (III-3103)、秋津川岡原6 (III-3104)、長野三本松1 (II-5721)、長野三本松2 (II-5722)、長野長尾1 (II-5723)、長野城垣内1 (II-5724)、長野城垣内2 (II-5725)、長野城垣内3 (II-5726)、長野佐良 (II-5727)、長野東原3 (II-5728)、長野東原4 (II-5729)、長野東原5 (III-3108)、長野東原6 (III-3109)、長野東原7 (III-3110)、長野東原14 (IV-6005)、長野東原15 (IV-6006)、長野東原16 (IV-6007)、長野東原18 (IV-6009)、小皆1 (I-4357)、小皆2 (I-4358)、小皆左領 (I-4359)、熊野川16 (II-6094)、水上11 (II-6100)、小皆3 (II-6105)、栗栖川11 (II-6114)、小皆4 (II-6116)、小皆5 (II-6118)、小皆6 (II-6119)、小皆7 (II-6120)、小皆8 (II-6121)、小皆10 (II-6123)、栗栖川14 (II-6124)、栗栖川15 (II-6125)、熊野川船原2 (III-3368)、小皆小皆原 (III-3369)、小皆十九川1 (III-3378)、長野東原19 (II-60066)、長野東原20 (I-60067)、長野東原21 (II-6006)

8)、長野東原22 (I-60069)、長野西原1 (II-60070)、長野西原2 (II-60071)、長野長尾4 (II-60072)、長野長尾5 (II-60073)、長野東原8 (III-3111)、長野東原9 (III-3112)、長野東原10 (III-3113)、長野東原11 (III-3114)、長野長尾2 (III-3118)、長野長尾3 (III-3119)、秋津川梶尾13 (II-60079)、秋津川松本19 (II-60080)、秋津川松本20 (II-60081)、秋津川下崎15 (II-60082)、秋津川下崎16 (II-60083)、秋津川竹藪17 (I-60084)、秋津川竹藪18 (III-60085)、秋津川中村11 (I-60086)、秋津川中村12 (II-60087)、秋津川岡原7 (II-60088)、秋津川岡原8 (III-60089)、秋津川岡原9 (III-60090)、秋津川岡原10 (III-60091)、秋津川岡原11 (II-60092)、秋津川串崎4 (II-60093)、栗栖川21 (II-60099)、栗栖川23 (II-60102)、栗栖川24 (II-60103)、栗栖川25 (II-60104)、栗栖川27 (II-60106)、栗栖川28 (II-60107)、滝尻2 (I-60115)、小皆9 (II-6122)、熊野川15 (II-6093)、峰 (I-1410)、戸土 (I-1411)、栗栖川17 (II-6149)、栗栖川18 (II-6150)、栗栖川19 (II-6156)、栗栖川20 (II-6157)、栗栖川1 (II-6158)、栗栖川戸土 (II-6159)、栗栖川2 (II-6160)、滝尻 (II-6614)、栗栖川峰 (III-3380)、小皆11 (II-60052)、小皆12 (II-60053)、小皆13 (II-60054)、小皆14 (II-60055)、小皆左領2 (II-60056)、小皆左領3 (II-60057)、小皆左領4 (II-60058)、小皆15 (II-60059)、小皆16 (II-60060)、小皆17 (II-60061)、小皆18 (II-60062)、小皆19 (II-60063)、小皆20 (II-60064)、小皆21 (II-60065)、下芝 (I-1412)、栗栖川 (I-1414)、上芝 (I-1415)、中芝 (I-4360)、栗栖川上芝下2 (I-4361)、栗栖川3 (II-6106)、栗栖川4 (II-6107)、栗栖川5 (II-6108)、栗栖川6 (II-6109)、栗栖川7 (II-6110)、栗栖川8 (II-6111)、栗栖川9 (II-6112)、栗栖川10 (II-6113)、栗栖川12 (II-6115)、栗栖川13 (II-6117)、栗栖川16 (II-6126)、栗栖川新田1 (III-3370)、栗栖川新田2 (III-3371)、栗栖川新田3 (III-3372)、栗栖川新田4 (III-3373)、栗栖川下芝 (III-3374)、栗栖川視1 (III-3375)、栗栖川上芝 (III-3377)、栗栖川22 (I-60100)、栗栖川29 (I-60136)、栗栖川26 (II-60105)、栗栖川30 (II-60109)、川合朝来平1 (I-1416)、川合平 (I-1417)、川合朝来平2 (I-4356)、川合1 (I-4362)、川合朝来平3 (I-4363)、川合 (II-6101)、川合2 (II-6102)、川合3 (II-6103)、川合朝来平4 (II-6104)、川合4 (II-6132)、川合5 (II-6133)、川合6 (II-6134)、大川長条垣内 (III-3393)、川合向田 (III-3396)、川合7 (III-3397)、川合8 (III-3398)、川合朝来平5 (I-60110)、川合10 (I-60112)、川合9 (II-60111)、川合11 (II-60113)、川合12 (II-60114)、川合13 (II-60117)、川合14 (II-60137)、川合15 (II-60138)、栗栖川32 (II-60364)、栗栖川31 (I-60139)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第6項の表中

医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院	和歌山市塩屋三丁目6番2号	を
-----------------------	---------------	---

医療法人藤民病院
藤民病院介護医療院

和歌山市塩屋三丁目6番2号

医療法人健佑会
串本有田病院介護医療院

東牟婁郡串本町有田499-1

に改める。